

## 【別紙 1】日本財団が行う、主な造船関係貸付事業の内容概略

### 【一般設備資金又は一般運転資金貸付制度】

- 1) 貸付資金種類：

|      |  |
|------|--|
| 設備資金 | 船台、ドック・工場・事務所・機械・船舶などの設備に必要とする資金<br>及び、土地取得資金（造船関係事業の用に供しない土地は対象外）<br>鉄道・運輸機構との共有船建造資金 |
| 運転資金 | 資材仕入・販売・加工・製造・諸経費支払いに必要な資金   |
- 2) 貸付期間：設備資金／15年以内、運転資金／5年以内
- 3) 利 率：年 1.7 %以内（全期間固定金利、6 カ月後払い）
- 4) 利用対象者：造船業・造船関連工業・海運業（機構共有船建造資金に限る）・マリーナ等の事業者
- 5) 貸付金限度額：設備資金／20 億円、運転資金／5 億円（2017 年度は 10 億円）  
所要資金額の 80%以内（機構共有船建造の設備資金は所要資金額の 20%以内）

### 【中小造船業経営革新支援資金貸付制度】

- 1) 貸付資金種類：

|      |   |
|------|---|
| 設備資金 | 経営革新の為の事業又は異分野連携新事業分野開拓計画事業、経営力<br>向上に係る事業に必要な設備資金及び土地取得資金<br>（造船関係事業の用に供しない土地は対象外） |
| 運転資金 | 経営革新の為の事業又は異分野連携新事業分野開拓計画事業、経営力<br>向上に係る事業に必要な運転資金                                  |
- 2) 貸付期間：設備資金／15年以内、運転資金／5年以内
- 3) 利 率：年 1.4%以内（全期間固定金利、6 カ月後払い）
- 4) 利用対象者：造船関係事業者で、「中小企業等経営強化法」に基づき承認または認定を受けた者
- 5) 貸付金限度額：設備資金／20 億円、運転資金／5 億円